

大規模イベントに係る県の対応方針

令和2年7月10日（令和5年3月13日改訂）

1 趣 旨

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催に当たっては、令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡により、主催者は具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画（以下「安全計画」）を作成し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うこととされた。

については、県内で開催される大規模イベントについて、イベントが開催される施設を所管する部局や当該イベントを主催・後援するなどイベントに関係する部局において、安全計画により感染防止対策を確認するとともに必要な助言を行うこととする。イベント終了後、各部局はその結果について静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理部）まで提出するものとする。

2 安全計画の作成等

（1）対象となるイベント

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、参加人数5,000人超で安全計画の対象となる。

（2）安全計画の提出

主催者は、以下の内容を記載した安全計画を作成し、イベント開催の2週間前までを目途に県へ提出する。

① 飛沫感染対策

- ・ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

② エアロゾル感染対策

- ・ 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ・ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保(①と同様)

③ 接触感染対策

- ・ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)の消毒の実施
- ・ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保(①と同様)

④ 飲食時の感染対策

- ・ 上記①から③の感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知

⑤ イベント前の感染対策

- ・ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 出演者やスタッフの感染対策

- ・ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記①から③の感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- ・ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

(3) 結果報告書の提出

主催者は、イベント終了後、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出する。

3 安全計画の確認

(1) 安全計画の受付窓口

- ①県有施設における大規模イベント等 …施設所管部局
- ②その他団体、民間施設等の大規模イベント等
 - 各部局の関係団体や、民間等が主催者で県の施策方針に沿ったイベント
(産業振興、子育て支援、高齢者支援、文化振興、スポーツ振興など)
…所管部局
 - 所管が不明なイベント …危機管理部

(2) 確認事項

安全計画の提出を受けた部局は、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、主催者に対して必要な助言等を行う。その際、主催者事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡する。

- ①基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか
- ②項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

<観 点>

- ・ イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か
- ・ 有効な感染防止策となっているか
- ・ 計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか
- ・ イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされているか
- ・ 対象者全員検査を実施する場合は、具体的な確認方法について、実行可能性が十分か
- ・ 有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか

(3) 受付結果の提出先等

- ①提出先：静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理部）
- ②提出方法：確認結果等を別途示す様式にとりまとめの上、イベント主催者から提出された安全計画とともに提出受付結果を報告
- ③その他：開催後にクラスターの発生、感染防止策の不徹底が確認された場合、速やかにその旨を事務局に報告